



赤い羽根
福祉基金

前田和子基金

重症児等と家族に対する支援活動応援助成

第5回 応募要項

社会福祉法人 中央共同募金会

1. 趣 旨

医療的ケア児支援法が施行されてから5年目を迎え、保育所や学校等における看護師配置の整備がすすむなど、医療的ケア児の地域生活を支える制度面の環境が整いつつあります。

一方で、医療的ケアに対応できる専門的な人材や施設、支援サービスはまだ十分とは言えず、引き続き人材育成や支援サービスの開発が必要です。また、子どもたちの社会体験や学習機会のさらなる拡充や、家族の介護負担の軽減等が求められています。

この助成事業は、こうした状況をふまえ、医療的ケア児、難病児、重度障がい児（若者も含む）と、その家族を支援する活動（事業）を、資金面から応援する目的で実施します。

なお、本助成は、前田和子様のご遺言によりご寄付いただいた資金を原資として、赤い羽根福祉基金の助成プログラムとして実施するものです。

2. 助成金額・規模

○1団体あたりの助成上限は300万円とします。

○助成総額は6,000万円を予定しています。

3. 助成対象団体

○非営利の活動（事業）展開を目的とする団体を対象とします（法人格の有無は問いません）。

○団体としての活動（事業）実績が1年以上あり、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていることを要件とします。

○特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体は対象外です。

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成対象活動（事業）期間

2026年4月～2027年3月

5. 助成対象活動（事業）

「重い病気に向き合う、または重度の障がいのある、または医療的ケアを必要とする、子ども・若者（以下、重症児等と記載）」と、その家族（兄弟も含む）を支援することを目的とした以下の活動を対象とします。

- ①重症児等や家族の居場所（通所・宿泊含む）・遊び場・学習の場等を地域に開設または運営する活動
- ②重症児等や家族の孤立防止を目的とする活動
- ③重症児等の学習環境向上や社会体験の機会提供などを目的とする活動
- ④重症児等や家族のレスパイトを目的とする活動
- ⑤重症児等や家族のピアサポートや交流を目的とする活動
- ⑥その他、重症児等や家族の支援のために必要と認められる活動

6. 助成対象経費

重症児等とその家族を支援する活動に必要な経費を対象とします（活動にかかる人件費、賃借料、備品購入費等も含む）。

- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、完了報告時に、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程、人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報、その支出を証明する証憑などを提出いただきます。
- ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費（概算ではなく実費精算）など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外といたします。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。
- 以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。
 - ・公的支援制度の対象となっている事業であり、公的な財源の充当が見込まれるもの。
 - ・他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの。
ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
 - ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
 - ・費用の積算内訳が読み取れないもの
 - ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
 - ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
 - ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用

- ・ 応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
- ・ 助成決定した助成対象期間外の事業
- ・ 活動に関する経費・活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

7. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォーム「e 応募」（以下「e 応募」と言う）にアクセスし、必要事項を記入の上、「e 応募」から以下の A～J の書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募は受け付けません）

■ 応募締切日 **2026年3月10日（火）23時59分必着**

※システム上の時間で自動的に応募締切りとなりますので、時間の余裕をもってご応募ください。

■ 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/46127/>

■ はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

・ 「e 応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

✓ 団体登録に必要な提出書類

各ファイル名は、必ず「A～B」で始まる名前にしてください。

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

■ 団体登録後、「e 応募」にログインし、「助成に応募する」をクリックし「重症児等とその家族に対する支援活動応援助成 第4回」を選択、応募画面にて以下の書類をアップロードしてください。

✓ 本助成応募に必要な提出書類

各ファイル名は、必ず「C～J」で始まる名前にしてください。

C	応募書①（Word）
D	応募書②（Excel）

E	直近の事業報告書（総会決議済み）（Word、Excel、PDF）
F	直近の決算書（総会決議済み）（Word、Excel、PDF）
G	直近の事業計画書（総会決議済み）（Word、Excel、PDF）
H	直近の収支予算書（総会決議済み）（Word、Excel、PDF）
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF）

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※C・DのPDFファイルによる応募は不可とします。

※「e応募」でアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

■応募にあたっての留意点

- ・医療器具等の設備・物品購入および設備修繕の費用を主として応募する場合は、それらが応募する活動（事業）とどのように関連するのか明記してください。
- ・なお、物品の納品先や整備場所が複数の事業所に分かれる場合であっても、応募は 1 団体につき 1 件としてください。複数の応募はできません。

8. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の審査基準をもとに審査の上、助成先を決定します。

< 審査基準 >

- 活動（事業）の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか
- 応募活動（事業）の活動実績、実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）が、活動（事業）の目的達成に向けて適切か
- 支援対象者のニーズを的確にとらえ確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか
- 費用が適切に積算されているか
- 助成期間終了後の事業継続に向けた計画が適切か

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。

助成決定先は2026年5月中旬～下旬までに中央共同募金会のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

9. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の2/3の金額を送金します(2025年6月上旬～中旬を予定)。事業完了後1か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

10. 助成決定後のお願い

①成果の発信

本助成は、前田和子様からの寄付金を原資に赤い羽根福祉基金として行うものになります。そのため、①助成決定時に本助成を採択したこと、②本助成による活動が完了した際に助成金による取組み状況や成果、の2点を団体ホームページ(FBやインスタグラムなどのSNSは対象外)に必ず掲載してください。団体アカウントがある場合は合わせてSNSからも発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成のロゴ及び本助成による事業であることを必ず表示してください。表示が確認できない場合、助成決定を取り消す場合があります。

なお、本助成は中央共同募金会が実施する「赤い羽根福祉基金」による助成プログラムです。都道府県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金」による助成とは異なりますのでご注意ください(助成明示の留意点は助成決定後にご連絡いたします)。

②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後1か月以内に完了報告書、収支報告書を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

11. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電話03-3581-3846 FAX03-3581-5755

E-mail m-kodomo@c.akaihane.or.jp

【応募先】

応募概要・「e応募」記載サイト URL

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/46127/>